

条例（たたき台）

前文

障害者の権利条約や日本における法制度の動き、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、言語としての手話、共生社会ホストタウン、地域共生社会の実現等を内容とする。

第1章 総則

1 目的

- ・地域共生社会の実現に向けた区の施策に関する基本的な考え方を明らかにする。
- ・区並びに区民、事業者、障害者団体の責務を定める。
- ・障害理解の促進や差別解消、地域での支え合いに必要な事項を定める。
- ・障害者がわかりやすく、利用しやすい方法による情報提供の普及促進を目指す。
- ・地域移行や地域定着、地域生活の安定化に向けた支援など、障害者の地域における自立した生活につなげる。

2 定義

- ・定義として、次の項目を定める。

障害、障害者、社会的障壁、障害を理由とする差別、不当な差別的取扱い、合理的配慮、障害の社会モデル、地域共生社会、区民、事業者、障害者団体、医療的ケア、言語、多様な意思疎通のための手段

3 基本理念

- ・障害のある人もない人も人権及び基本的自由を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- ・生涯にわたって、社会、経済、政治、教育、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。
- ・多様な意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られる。
- ・女性や性的少数者等が、障害を理由とする差別に加えて、性別による固定的役割分担や複合的な原因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされる。
- ・障害のある児童（医療的ケアを要する児童を含む。）に対して、成人の障害者とは異なる支援が適切に行われる。

4 責務

(1) 区の責務

- ・区は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて、区民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な施策を講ずるものとする。
- ・区は、障害理解の促進及び差別解消に向けた支援を適切に行うため、職員が障害及び障害者についての知識を習得し、理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 区民の責務

- ・区民は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深め、区や事業者とともに地域共生社会の実現に向けて努めるものとする。
- ・特に障害者は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で他者に伝えるとともに、障害者自らも支援することが可能であることを発信することにより、障害及び障害者に対する理解が深められるよう努めるものとする。

(3) 事業者の責務

- ・事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深め、区や区民、障害者団体とともに地域共生社会の実現に向けて努めなければならない。
- ・事業者は、区が地域共生社会の実現のために実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 障害者団体の責務

- ・~~障害者団体は、区や区民、事業者とともに、障害理解の促進及び差別解消に努めるとともに、区と共に協力しながら施策を推進するよう努めるものとする。~~
- ・障害者団体は、障害者や家族等から積極的に意見を聞き、必要に応じて行政や関係機関等につなぐことにより、障害者や家族の日常生活や社会生活の充実に努め、地域共生社会の実現に寄与するものとする。

5 障害を理由とする差別の禁止

- ・区及び事業者は、その事務又は事業を行うにあたり、障害を理由として障害のない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

6 合理的配慮

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

第2章 障害理解の促進及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

1 障害理解の促進及び差別解消に向けた啓発活動

2 相談対応

第3章 障害者を地域で支えるための施策の推進

1 地域支え合い活動の推進

- ・区は、障害の特性についての理解を深めるとともに、障害者が配慮や支援を必要としている場面において、区民や事業者がそれぞれの立場で可能な配慮や支援を行う。
- ・区は、障害の有無にかかわらずだれもが互いに人格や個性を尊重し支えあいながら生活することができる地域共生社会を目指す活動（「地域支え合い活動」という。）を推進するものとする。

2 災害に備えた地域づくり

- ・区は、区民自らの災害への備えや自発的な防災活動への参加等の自助を促すとともに、災害時における避難にあたって支援を要する障害者に対して、声かけや避難所への同行その他の地域における共助を行うための取組みを積極的に推進するよう努めるものとする。

第4章 地域共生社会の実現のための基本的施策の推進

1 障害者の虐待の防止

- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の主旨を踏まえ、障害者の虐待の予防及び早期発見のために必要な施策を講ずるものとする。
- ・障害者を養護する者に対して支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

2 交流の機会の充実

- ・区は、障害者と障害のない者が共に学び合う交流の機会の充実を図るとともに、相互理解を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

3 情報保障の推進

- ・区は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるよう、手話、要約筆記、筆談、点字、代読、音声コードその他障害者がわかりやすく利用しやすい方法による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。
- ・区は、関係機関や障害者団体と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。

4 言語としての手話の習得及び普及等

- ・区は、手話が、ろう者、難聴者及び中途失聴者その他手話を必要とする区民にとって、日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

5 教育の推進

- ・区は、障害者とその年齢及び特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、教育の内容・方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講ずるものとする。
- ・区は、障害のある人もない人も、同じ環境で共に学び育つインクルーシブ教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。
- ・区は、区民が障害及び障害者に対する理解並びに社会的障壁の除去についての重要性に対する理解を深めるための教育を講ずるものとする。

6 雇用及び就労の促進

- ・区は、関係機関と連携し、障害者の雇用及び就労について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。
- ・区は、障害者の雇用及び就労を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

7 パラスポーツの推進

- ・区は、パラスポーツの振興を図り、障害者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行う機会を確保するものとする。
- ・区は、障害者と障害のない者が共にスポーツを行う機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

8 文化芸術活動の推進

- ・区は、障害者が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造する活動に主体的に取り組み、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進のために必要な施策を講ずるものとする。